

○主要農産物の状況

(単位:千万円)

市 町 名	1		2		3		4		5	
久 留 米 市	庭園樹苗木	276	米	190	生乳	147	いちご	89	レタス	64
八 女 市	きく	290	茶(生葉)	158	いちご	123	米	73	荒茶	72
田 主 丸 町	庭園樹苗木	378	米	99	鉢もの類	87	ぶどう	68	かき	38
北 野 町	米	71	レタス	67	ほうれんそう	61	にら	49	パセリ	39
城 島 町	いちご	68	米	67	小麦	30	生乳	24	鶏卵	14
三 潯 町	鶏卵	96	米	77	いちご	49	小麦	23	生乳	22
上 陽 町	茶(生葉)	58	豚	55	荒茶	24	いちご	23	米	10
広 川 町	いちご	203	ぶどう	70	きく	64	米	26	なし	25

○主な一部事務組合への加入状況

(資料:平成12年生産農業所得)

事務組合の名称	久留米広域合併任意協議会を構成する市町							構成外市町村	共同処理業務	事務組合の名称	久留米広域合併任意協議会を構成する市町							構成外市町村	共同処理業務
	久留米市	八女市	田主丸町	北野町	城島町	三潯町	上陽町	広川町			久留米市	八女市	田主丸町	北野町	城島町	三潯町	上陽町	広川町	
福岡県南広域水道企業団	○	○		○	○	○		○	柳川市・筑後市 大牟田市 高田町・立花町 大和町	用水供給				○				筑紫野市 太宰府市・小郡市 大刀洗町	し尿処理
山神水道企業団				○					筑紫野市・太宰府市・三井水道企業団の一部	用水供給			○					吉井町	火葬場
三井水道企業団				○					小郡市・大刀洗町	末端給水				○	○	○		小郡市・吉井町 浮羽町・大刀洗町・大木町	消防・救急
八女西部広域事務組合		○			○	○		○	筑後市・立花町 大川市・大木町	可燃ごみ 不燃ごみ等 火葬場							○	黒木町・矢部村 星野村	ごみ処理
甘木・朝倉・三井環境施設組合				○					甘木市・朝倉郡 大刀洗町	可燃ごみ 不燃ごみ等							○	立花町	し尿処理
浮羽郡衛生施設組合			○						吉井町・浮羽町	ごみ処理 し尿処理		○					○	黒木町・立花町 矢部村・星野村	消防・救急
									八女地区消防組合			○							

○長期財政推計(合併・非合併による比較)

(単位:千円)

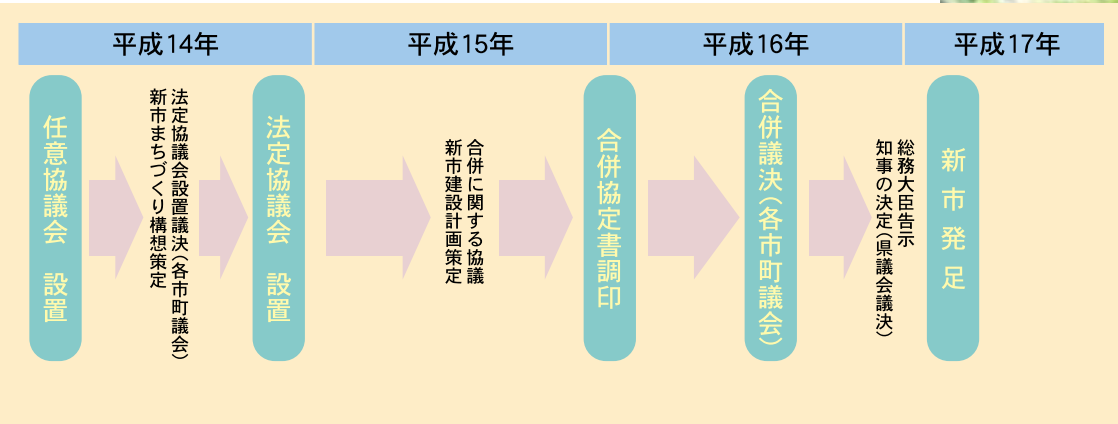
	平成17～26年度の財政シミュレーション		
	(A) 合併した場合	(B) 合併しなかった場合	(A)－(B)
歳入	901,597,767	810,973,007	90,624,760
地方税	440,115,298	440,115,298	0
地方交付税	247,823,240	230,728,480	17,094,760
うち普通地方交付税	223,718,863	207,624,103	16,094,760
うち特別地方交付税	24,104,377	23,104,377	1,000,000
その他	140,129,229	140,129,229	0
国合併市町村補助金	1,260,000	0	1,260,000
県市町村合併特例交付金	2,000,000	0	2,000,000
合併特例債	70,270,000	0	70,270,000
歳出	749,588,053	743,200,942	6,387,111
人件費	224,820,443	237,140,132	－12,319,689
うち議員報酬手当	6,106,706	8,879,150	－2,772,444
うち市町村長等特別職給与	891,080	4,002,120	－3,111,040
うち一般職	201,464,133	207,207,115	－5,742,982
扶助費	64,127,480	64,127,480	0
公債費	161,316,052	142,609,252	18,706,800
その他	299,324,078	299,324,078	0
投資等可能額	152,009,714	67,772,065	84,237,649

※投資等可能額とは、普通建設事業(道路・公園等の整備や公共施設の建設など)等の投資的経費や臨時的な物件費・補助費等の経費に投入できる一般財源及び合併を前提とした国県支出金、地方債の額です。

※経済成長率を、1%見込んでいます。

※中核市に移行した場合の経費、財源は含んでいません。

今後の流れ



法定協議会とは

「地方自治法」及び「市町村合併特例法」に基づき、議会の議決を経て設置される協議会です。新市の名称や合併の方式、新市建設計画など、合併に関する様々な事項を協議します。

新市建設計画とは

合併後の新市の設計図ともいうべきもので、今回策定した新市まちづくり構想をベースに新市の根幹となる事業、財政計画などを策定します。

合併協定書調印とは

協議した結果を確認するために、構成団体で協定書を取り交わします。

合併議決とは

知事への廃置分合(合併)の申請にあたっては、各市・各町の議決が必要です。